第25回宮古市農業委員会総会議事録

宮古市農業委員会

第25回宮古市農業委員会総会議事録

令和5年5月24日、第25回総会は市役所2-1会議室に招集された。

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 5名)

3番 竹野 牧子 委員	6番 福士 永輝 委員	8番 畠山 一伸 委員
9番 阿部 剛夫 委員	10番 飛澤 教男 委員	

4. 欠席委員は次のとおりである。(欠席委員 4名)

2番 古舘 秀巳 委員	4番 山崎 安人 委員	5番 中野 正隆 委員
7番 去石 徹 委員		

5. 事務局出席者は次のとおりである。

 事務局長
 佐々木 俊彦

 次 長
 小野寺 泉

 農地利用最適化事務専門員
 山桑 成美

6. 会議に付した事件

日程第1 議事録署名委員及び書記の指名

日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について

議案第3号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて

一 午後1時30分 開会 一

議 長 定刻となりました。

(飛澤教男会長)

本日は、2番古舘委員、4番山崎委員、5番中野委員、7番去石委員から欠 席の連絡がありました。

現在、委員9名中5名の出席です。

宮古市農業委員会会議規程第 11 条の定足数に達しておりますので、これ より第25回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

長 議

次に、「宮古市農業委員会憲章5番」を朗読いたします。 憲章を読み上げますので、復唱願います。

(憲章5番)

(宮古市農業委員会憲章朗読)

議 長 ありがとうございます。

それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。

お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古 市農業委員会会議規程第 13 条により、議長から指名することにご異議ござ いませんか。

(「異議なし」の声あり)

長 議

異議なしと認め、議事録署名委員には6番福士委員と8番畠山委員を、書 記には事務局の小野寺次長を指名いたします。

議 長 (報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受 理について」を事務局より報告願います。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の1ページをお開き願います。

(議案書の報告第1号を朗読)

今月の受理件数は7件で、取得事由はすべて相続であり、農業委員会によ るあっせんの希望はございません。それでは、5 月分届出合計を読み上げて 報告といたします。3ページをお開き願います。

(議案書を朗読して報告)

以上で報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。

報告ではございますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあればお受け いたします。

なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。 どなたかございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長 (議案第1号) ないようですので、次に日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

それでは、付議番号1番について事務局より説明願います。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の4ページをお開き願います。

(議案第1号を朗読)

付議番号 1 番についてご説明いたします。申請地所在図は 1 ページ、資料 はNo.1 でございます。

(議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

それでは 資料をもとにご説明いたします。資料のNo.1 をご覧願います。 去る 5 月 16 日に月当番の福士委員、地区担当推進委員の畠山委員、事務局 から私の 3 名で現地を確認いたしました。

2権利移転の理由でございますが、譲受人は(1)規模拡大、譲渡人は①自作地有償所有権移転で、14 その他の「農地を相続したが農業経営していないため、有効活用されるよう譲受人に譲渡するもの」でございます。裏面をご覧願います。3 の農地法第3条第2項及び第3項の該当状況につきましては、(1)の移動する権利の種類は移転、(2)の移動する農地または採草放牧地の区分は農地で自作地、(3)の農地法第3条第2項該当の有無につきましては、第1号から第6号まで該当する項目はなく、許可要件をすべて満たしております。

4、5 及び7番の項目につきましても該当はなく、以上のことから6調査者の意見につきましては、条件なく許可相当と認められるものでございます。 なお地区担当推進委員の畠山委員は、異議がないとのことでございました。 以上で説明を終わります

議長

次に、月当番6番福士委員に発言を許します。福士委員。

6番福士委員

6番福士です。ただ今事務局の説明のあったとおりで良いと思います。

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、これで付議番号1番の審議を終わります。

議長

以上で議案第1号の審議を終了いたしました。

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手 願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」

(議案第2号)

を議題といたします。

付議番号1番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

議案書の5ページをお開き願います。

(議案書の議案第2号及び議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー2をご覧願います。

5月16日に月当番の福士委員と事務局で現地を確認しております。

なお、地区担当推進委員の大川原委員につきましては 5 月 15 日に現地を 確認していただいております。

1の農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)の農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(4)まで及び(7)は転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(6)及び(8)は、該当はございません。2他法令関連事項欄でございます。(1)は、該当はございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、区域外でございます。(4)は、該当はございません。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の大川原委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

次に、月当番の6番福士委員に発言を許します。福士委員。

6番福士委員

6番福士です。ただ今の事務局長の説明したとおりでよろしいと思います。

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。

議長

以上で、議案第2号の審議が終了いたしました。

これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手 願います。

(全員举手)

議長

全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり許可相当として、県知事へ意見を送付いたします。

議 長 (議案第 3 号) 次に、議案第3号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を 議題といたします。

事務局より説明願います。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の6ページをお開き願います。

(議案第3号付議番号1番から6番を議案書の朗読により説明)

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、これで議案第3号の審議を終了します。

これより、議案第3号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手 願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長

以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。 これをもちまして、第25回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。 ありがとうございました。

一 午後1時52分 閉会 一

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第30条第2項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長 飛澤 教男

署名委員 福士 永輝

署名委員 畠山 一伸